

徳島県環境影響評価条例等について

県民環境部環境管理課
土砂担当
平成26年10月22日
環境審議会環境政策部会

環境影響評価法及び条例制定への流れ

- 環境基本法の制定(平成5年)
 - ・持続的発展が可能な社会の構築(第4条)
 - ・環境影響評価の推進(第20条)
- 徳島県環境基本条例(平成11年3月)

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

徳島県環境影響評価条例等について

- 1 環境影響評価法及び条例の制定経緯等のあらまし
- 2 この度の徳島県環境影響評価条例等の改正内容について
- 3 今後の予定について

環境影響評価の目的

「持続的発展が可能な社会の構築」

◎環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、行政機関などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度。

経済の発展との統合を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として
(徳島県環境基本条例第3条第2項)

環境影響評価法及び条例の制定について

□ 経緯

※環境庁(現、環境省)はこれまで激甚な公害に対する事後対策に追われてきた反省から、環境汚染の未然防止へと政策を展開する切り札として環境アセスメントを本格的に実施することの方針を打ち出し、昭和49年から制度化に乗り出した。

昭和59年8月 (国)環境影響評価要綱の閣議決定

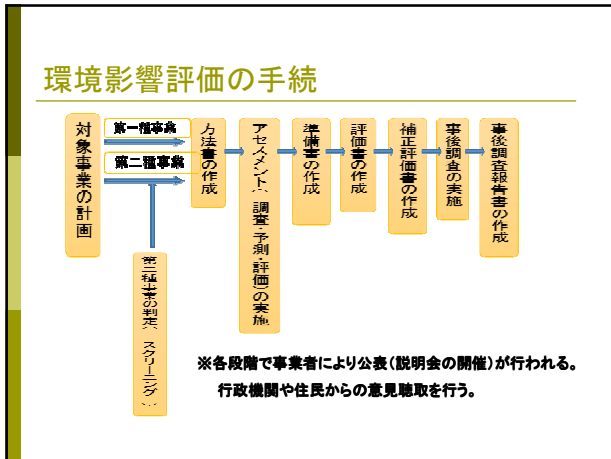
平成4年8月 (県)環境影響評価要綱の制定

平成9年6月 (国)環境影響評価法の制定

平成12年3月 徳島県環境影響評価条例の公布
全面施行 平成13年3月27日

徳島県の環境影響評価条例の仕組み

- 徳島県環境影響評価条例
- 徳島県環境影響評価条例施行規則
 - 条例の細目
- 徳島県環境影響評価技術指針
 - 調査、予測、評価等の技術的事項に関する指針を定めたもの。
 - ※徳島県環境影響評価審査会の意見を聞く(条例第4条)
- 徳島県環境影響評価技術指針マニュアル
 - 技術指針のマニュアル



この度の徳島県環境影響評価条例等の改正の内容(2)

4. その他

- (1) 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化
条例 第8条, 第16条, 第26条, 第41条, 第61条, 第67条等
- (2) 環境影響評価法の配慮書への知事意見手続の追加
条例 第62条の追加
- (3) その他所要の整理

環境影響評価の手続(2)

- 方法書
環境影響評価をどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかという計画を示した図書
- 準備書
環境影響評価の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書
- 評価書
住民及び知事の意見内容を検討し、必要に応じ準備書の内容を検討、修正しまとめた図書
- 事後調査報告書
評価書に記載した事後調査の図書(工事中又は、事業の供用後徐々に環境影響が増して行くことが想定される場合に工事完了後一定期間モニタリング調査を行った結果をまとめたもの)

条例改正の背景

- 平成24年10月1日 施行
「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」
・風力発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法の対象事業とする。
- 平成25年4月1日 施行
「環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号)」
・計画段階配慮書の手続の新設
・方法書における説明会の開催の義務化
・環境影響評価図書の電子縦覧による公表の義務化等
- 平成26年6月1日 施行
「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第60号)」
・環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定の削除がされる。

この度の徳島県環境影響評価条例等の改正の内容

1. 放射性物質の適用除外規定の削除
条例 第83条第1項を削除
2. 戦略的アセスメントの導入
条例 第4条の2等, **規則** 第4条の2等の追加
3. 風力発電事業を対象事業に追加
規則 別表2の風力発電についての記載の追加
4. その他

1. 放射性物質の適用除外規定の削除とは(1)

(経緯)
平成23年の福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出
環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を明確に位置づける必要があり。

- 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成26年6月公布)
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定が削除。

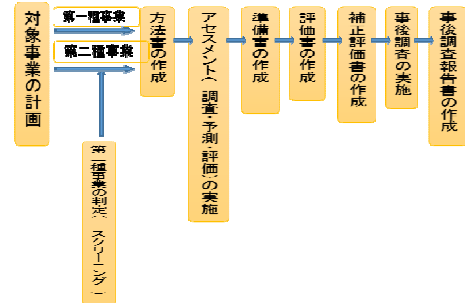
改正された環境影響評価法の施行日:平成27年6月1日

放射性物質の適用除外規定の削除とは(2)

環境影響評価法(施行予定:平成27年6月1日)

- 基本的事項別表への放射性物質の位置づけ
環境影響評価の項目に、新たに一般環境中の放射性物質に関する区分を設ける。
- 放射性物質による環境の汚染状況の把握方法
放射線の量を把握することにより、調査・予測・評価を行う。

環境影響評価の手續



放射性物質の適用除外規定の削除とは(3)

(運用について)

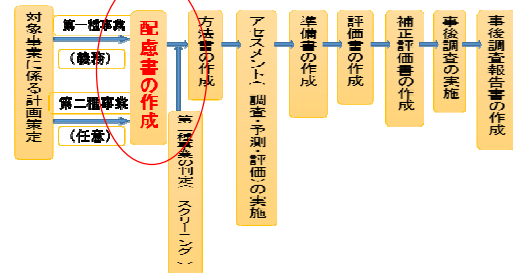
- 環境の汚染状況の把握
事業が実施される区域において放射線量の把握をする
- どのような事業
土地の形状の変更等を行う事業
→ 放射性物質の飛散・流出
供用中に放射性物質を取り扱う事業
→ 原子力発電所の設置、廃棄物最終処分場の設置等



今年度中(12月頃)に国において主務省令の改正があり、その主旨をくみ取り徳島県環境影響評価技術指針の改正を行う。

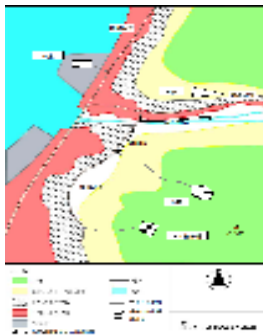
戦略的環境アセスメントとは(2)

改正後、条例による環境影響評価の手續



2. 戦略的環境アセスメントとは(1)

(SEA: Strategic Environmental Assessment)



- 事業の計画・立案段階で、事業者が、事業の位置、規模等の複数案を設定
- 重大な環境影響に着目して環境の保全のために配慮すべき事項について検討する手續

戦略的環境アセスメントとは

- 配慮書とは
事業を実施しようとする者が、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書

戦略的環境アセスメントとは(3)

- 導入前

事業に係る大まかな枠組み(位置、規模等)が既に決定された段階で環境影響評価を開始
- 導入後

政策段階(施策の計画、方向)及び上位計画段階(いつ、どこで、どのように、どの様な事業を実施するのか)の早い段階で環境配慮を行う。

(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

1. 複数案の設定

ゼロオプションの可能性も検討(※案として事業を実施しないことも案として設定)
2. 計画段階配慮事項の検討
 - (1)事業特性情報の把握
 - ・事業の種類等
 - (2)地域特性の把握
 - ・事業が実施される周辺の自然的、社会的情報の把握

これらを踏まえ、重大な影響を受けるおそれのある環境の構成要素について客観的かつ科学的に検討を行う。

戦略的環境アセスメントとは(4)

- 改正条例における戦略的環境アセスメントとは
 - ・事業の計画の立案段階
 - 1 施策段階及び計画・プログラム段階
 - 2 個別事業の位置・規模等の検討段階
 - 3 個別事業の計画段階

事業に係る計画の立案の段階において、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない

(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

- 影響因子の設定
 - ①工事の実施
 - ②工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動 → 施設等の供用中
- 環境要素の設定

法令等の規制(基準値等)又は目標(自然環境保全の目標等)の有無

 - ①水質、大気、土壌の良好な状態の保持
 - ②生物多様性の確保
 - ③人と自然の豊かな触れ合いの確保
 - ④環境負荷の予測
 - ⑤歴史的な文化遺産の保全

戦略的環境アセスメントとは(4)

- 1 施策段階及び計画・プログラム段階

事業の必要性、経済性、社会性も含めた総合的な評価を行う。
 - 2 個別事業の位置・規模等の検討段階

事業主体や事業内容の特性に応じ、位置、規模の評価。
 - 3 個別事業の計画段階

施設の配置、構造等についての評価
- ↓
- 複数案の設定に当たっては、柔軟に設定。

(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

- 環境要素の選定

人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響が把握できること
- ↓
- 汚染物質の濃度、状況の変化の程度及び広がり等

(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

□ 調査の手法(基本)

1. 文献その他の資料収集

※重大な環境影響を把握する上で必要と認められるとき



2. 専門家からの科学的知見の聴取
3. 現地調査等を実施

(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

□ 配慮書段階での公表と意見聴取

計画策定者が対象計画の検討経緯を示し、公衆から意見を聴取し、その意見を踏まえ環境配慮を行うという、環境保全に向けて、積極的な参画・協働を推進し、公衆が共有する環境の将来像や地域固有の環境に関する価値観を含め地域の情報を把握する。

- ・事業者が把握できていない環境情報を一般の方々や専門家が事業計画の早期段階から入手することができ、事業の再検討、また続く手續について有用な情報が得られる。
- ・関係者との間で、今後行われる全体の大きなスケジュールに対する理解を深めることができる。

(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

□ 予測の手法(可能な限り定量的に把握する)

- ・理論に基づく計算
- ・モデルによる実験
- ・事例の引用又は解析

※ 定量的な把握が困難な場合は、定性的な把握を選定。新規な手法も可能。予測の不確実性程度を勘案し、必要があるときはその内容を明らかにする。

3. 風力発電(1)

□ 近年、我が国における風力発電施設の導入量が増加。地球温暖化対策の推進により今後、民間事業者による風力発電事業が大幅に増加することが予想される。(国施行:平成24年10月1日)

□ 事業実施にあたり考えられる環境影響

- 騒音・超低周波音
- 動植物
- 景観
- シャドーフリッカー



(案)戦略アセスメントの実施にあたっての手續
(徳島県環境影響評価技術指針(案)で定める)

□ 評価の手法

・案ごとに選定事項について整理を行う。

※環境影響の内容や程度をわかりやすく比較整理を行う。

◎事業者は予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じて専門家の助言を受けて選定するものとする。

・選定事項に基準又は目標が設定されている場合は、調査および予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。



検討結果を配慮書にまとめる。

風力発電(2)

条例における環境評価の対象となる「風力発電事業規模」(案)

- 第一種事業(義務) 7,500~10,000kW
- 第二種事業(任意) 5,000~7,500kW

ちなみに法アセス規模は、

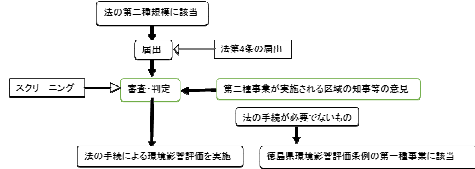
- 第一種事業(義務) 10,000kW~
- 第二種事業(任意) 7,500kW~10,000kW

条例の対象事業(法以外)

□ 法と条例の役割

地域の実情を踏まえ、法と役割を分担し、法と条例が一体となり、より環境の保全に配慮した事業実施を確保する。

(法対象規模のスクリーニング)



その他(3)

所要の整理

- 名称の変更
空港整備法 → 空港法(H20. 6)
- 条号ずれ
第35条第5号の政令第4条 → 政令第5条
- 法アセスの配慮書に係る知事意見
- 環境要素の区分の名称変更
「騒音」 → 「騒音・超低周波音」
※「法に基づく基本事項」の改正による

4. その他(1)

□ 環境影響評価を行うための方法をまとめた**方法書の説明会の開催(条例第8条の2)**

【メリット】

(事業者と住民)

方法書の目的について理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションをはかる。

(事業者)

環境に配慮を検討する上で有用な情報をより早い段階で入手することが可能

(住民)

事業の目的等の理解が促進される。

条例及び規則の改正にあたっての今後の予定

- パブリックコメントの実施
平成26年11月5日から平成26年12月5日まで
 - 第2回環境審議会環境政策部会の開催
平成26年12月17日以降
 - 法令審査
平成27年1月初め
 - 議案の上程
平成27年2月議会
 - 施行
平成27年6月1日
- ※徳島県環境影響評価技術指針及びマニュアルの改定に当たっては、徳島県環境影響評価審査会を開催し意見を聴取し、改定を行う。

その他(2)

□ 環境影響評価図書の電子縦覧、インターネットによる公表

(配慮書, 方法書, 準備書, 評価書, 事後調査報告書等)

【背景】

- ・事業者、及び県、市町村にはそれぞれホームページを有しており、外部に情報を発信できる整備が整っている状況
- ・内容が専門的であり、図書紙数の分量が膨大となることがある。
- ・法対象事業についても、事業者にてできる限り協力し支援
県、関係市町村のホームページで公表・縦覧の規定